

★提出書類一覧

別紙1

【補助金名】  
松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金

【対象機器】  
《住宅用・事業所用》  
太陽光発電システム、ペレットストーブ、薪ストーブ、太陽熱利用設備、  
家庭用燃料電池システム、蓄電池設備

|          | 提出書類   | 備考   |
|----------|--|--|
| 申請時      | 補助金等交付申請書（様式第1号）                                   | ・押印不要。   |
|          | ・事業計画書（指定様式あり）                                     |  |
|          | ・収支予算書（指定様式あり）                                     |  |
|          | ・委任状   | ・申請者：自署の場合は押印不要。   |
|          | ・誓約書   | ・申請者：自署の場合は押印不要。   |
|          | ・契約書等の写し及び費用の内訳のわかる書類                              | ・対象設備の設置または対象設備付住宅の購入に係る契約書等の写し及び費用の内訳のわかる書類を提出してください。<br>・リース等の場合は、リース料等から補助金相当額が減額されていることを証明する書類を提出してください。   |
|          | ・対象設備の形状、規格等の説明資料                                  | ・製品カタログ等添付してください。  |
|          | ・対象設備設置前の写真  | ・対象設備の各機器の配置予定箇所を撮影し、赤枠等で予定箇所を明記してください。（太陽光発電システムについては、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、電力量計の設置予定箇所、太陽熱利用設備については、集熱器、貯湯タンク）  |
|          | ・対象設備の設置場所の配置予定図                                   | ・対象機器の各機器の配置場所を記載してください。太陽光発電システムについては、パネルに通し番号を記載してください。  |
|          | ・完納証明書   | ・申請者本人のものを本庁市民課総合窓口、各支所市民生活課で取得してください。証明書は申請直近の段階で取得したものを提出ください。<br>・「市税照会・住所地照会に関する同意書」を提出される場合は不要です。   |
|          | ・住民票（新築・既築ともに提出）                                   | ・ただし、照会時間が必要ですのでお急ぎの場合は完納証明書・住民票を提出ください。   |
|          | ・市税照会・住所地照会に関する同意書                                 | ・完納証明書・住民票の提出を省略される場合は提出ください。<br>・照会時間が必要ですので、余裕をもって提出ください。  |
|          | ・建築確認済証の写し   | ・新築の場合提出してください。  |
| ・登記事項証明書 | ・既築住宅や事務所等に設備を設置する場合や土地に太陽光発電システムを設置する場合に提出してください。 |  |
| ・位置図     | ・施工場所がわかるような地図を添付してください。                           |  |
| 工事着手後    | 補助事業等着手届（様式第4号）                                    | ・押印不要。<br>・着手後、速やかに提出してください。完了年月日は申請書に記載した完了予定日を記載してください。  |
| 工事完了後    | 補助事業等完了届（様式第4号）                                    | ・押印不要。<br>・工事完了後、提出してください。太陽光発電システムの場合は、電力会社との系統連系まで完了していること。（完了日は、連係後に中国電力が発行する受給契約のご案内に記載された、受給開始日を記載）<br>・新築の場合は、完了日時点の住民票に記載された住所を、完了届の住所・施工場所に記載してください。 |

|                           |                             |  |
|---------------------------|-----------------------------|--|
| 実績報告                      | 補助事業等実績報告書<br>(様式第5号)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・押印不要。</li> <li>・実績報告書は完了後60日以内か令和5年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。</li> <li>・新築の場合は、新しく取得した住民票に記載された住所を、実績報告書の住所・施工場所に記載してください。</li> </ul>                                   |
|                           | ・収支決算書(指定様式あり)              |  |
|                           | ・領収書の写し                     |  |
|                           | ・領収の内訳が分かる書類の写し             | 領収内訳書の写しか請求書の写しを提出してください。  |
|                           | ・設置完了写真                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象設備の各機器の設置完了写真を提出してください。(太陽光発電システムについては、太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、電力量計の設置箇所、また、設置したモジュールの全ての枚数が確認できるもの、太陽熱利用設備については、集熱器、貯湯タンク)</li> </ul>                                  |
|                           | ・住民票(新築のみ)                  | ・新築等のため住所が変更となった場合提出してください。  |
|                           | ・太陽光発電システム・蓄電池設備の概要(指定様式あり) | ・型式、メーカー、モジュール最大出力等記載してください。   |
|                           | ・太陽光電池モジュールの出力対比表(指定様式あり)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー又はメーカーを代行できる業者の発行する出力対比表を提出してください。</li> <li>・メーカーが発行する所定様式によらない場合は、参考様式を基に作成された出力対比表に必要事項を記入の上、太陽光モジュールに同梱されている製造番号票(製造番号と出力値が記載されたもの)の写しを添付し、提出してください。</li> </ul> |
| ・電力会社が通知する「電力供給契約のご案内」の写し | ・太陽光発電システム設置者のみ提出           |  |
| 補助金請求時                    | 補助金等交付請求書(様式第7号)            | ・押印不要。   |
|                           | ・補助金等確定通知書の写し               |  |
|                           | ・口座振替依頼書                    |  |
| 設備設置後                     | ・定期報告書                      | ・太陽熱利用設備については、定期報告を行うこととしています。申請者は、設備設置後2年間、ガス使用量前年度比増減幅等のデータを、定期報告書により、毎年1回報告してください。報告のとりまとめは、事業者が行うこととします。   |

## ○各機器共通について

- ・設置工事契約は、申請前に行ってください。
- ・補助事業が当初予定期間内に工事が終わらない場合は、「補助事業等変更承認申請書」の提出が必要になります。(当初予定期間より早めに着工を行う場合も同様です。)
- ・松江市に提出する書類(委任状、誓約書)については、すべて同一の印鑑を使用してください。
- ・新築により、住所が変更となった場合は、完了届、実績報告書、補助金交付請求書などの書類(「申請者住所」、「補助事業の施工場所」)において、新しい住所を記載してください。

## ○太陽光発電システムについて

- ・住宅用に加え、事業所用も対象となりました。

## ○太陽熱利用設備(ソーラーシステム)について

- ・太陽熱利用設備は、分離型(集熱器と貯湯槽が別れている)のものに限ります。従来の一体型は対象となりませんのでご注意ください。

## ○蓄電池設備について

- ・単独設置、リース等も対象となりました。
- ・蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電等の電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用できるものに限ります。

## ○家庭用燃料電池システム(エネファーム)について

- ・リース等も対象となりました。